

社会保険の扶養と国民健康保険の医療費節約術

社会保険の扶養

1. 会社などの健康保険の扶養になるためには

国民健康保険は、他の健康保険に加入することができない人のための保険です。会社などの健康保険に加入している方（被保険者）と同居している方は、被扶養者認定の基準を確認しましょう。（右参照）
※認定の基準は一律ではなく生活

の実態や実情により総合的に判断されます。会社の担当者に聞いてみましょう。



【被扶養者認定の基準】

- (1)扶養範囲
 - ①配偶者、子、孫および兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属
 - ②同居している3親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者など）
- (2)収入要件
 - 年間収入130万円未満（60歳以上または障がい者の場合は、年間収入180万円未満）かつ
 - ①同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
 - ②別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

2. 国民健康保険税と会社などの健康保険料の違い

国民健康保険税は加入者にかかる所得割、人数割、世帯割を算定根拠に世帯主に課税されますが、健康保険料は何人扶養となっても、被保険者の保険料は変わりません。

3. 健康保険の扶養と所得税（町県民税）の扶養

健康保険の扶養と所得税の扶養は一致する必要はありません。健康保険の被扶養者になっても、所得税の扶養について同一の方の被扶養者として申告する必要はありません。

国民健康保険の医療費節約術 ～一人ひとりの適正受診が医療費を節約します！～

<input checked="" type="checkbox"/>	チェックしてみましょう
<input type="checkbox"/>	病気の早期発見で重症化を防止
<input type="checkbox"/>	かかりつけ医をもつ
<input type="checkbox"/>	時間外受診や休日受診は控える
<input type="checkbox"/>	お薬手帳は1冊にまとめる
<input type="checkbox"/>	ジェネリック医薬品を利用する

時間外受診や休日受診をするべきか迷ったときは

山形県救急電話

- 利用時間：19:00～翌日8:00
- 電話番号：15歳未満は☎#8000
15歳以上は☎#8500

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0152

清川歴史公園 お食事処御殿茶屋「ひな祭り企画」



【お雛様御前】

- 日程：3/25(土)、4/1(土)、4/2(日)
- 内容：御殿茶屋の看板メニュー「手打ちそば」をメインにした「お雛様御前」（お抹茶+和菓子付き）
※各日限定15食
- 費用：1,500円 ※要事前予約
- 問・予約：清川歴史公園清川関所 ☎0234-25-5885

【琴演奏と御抹茶会】

- 日時：3/26(日)、3/30(木) 12:00～
- 内容：お雛様を愛でながら、お雛様御前やお抹茶・和菓子をいただき、その後は、琴の生演奏をお楽しみください。※各日限定15食
- 費用：1,800円 ※要事前予約



新型コロナワクチン接種情報 問合せ：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0176

現在、国では来年度の新型コロナウイルスワクチン接種について検討しています。接種内容が決まり次第広報しようないや町HPでお知らせします。